

宅地建物取引士登録移転申請について

● 兵庫県から他府県に登録移転を行う場合

1 事前確認について

- 登録移転を行う場合は移転しようとしている都道府県に所在する宅建業者の事務所に従事している(しようとしている)ことが条件です。(単に住所が変わっただけでは申請できません)
- 兵庫県登録の宅地建物取引士の方は、他の都道府県で法定講習を受講することも可能です。(その場合、登録移転を行わなくても、宅地建物取引士証の更新が可能です。)

受講を希望する都道府県庁の宅建業所管課へ連絡し、兵庫県登録の宅地建物取引士の法定講習受講を受け入れているか確認して下さい。受け入れている場合は、希望地の法定講習機関を確認し必要に応じて受講の予約を入れた上で、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会取引士講習センター(電話 078-361-2051)に電話をし、県外で受講する旨を伝え手続きを行って下さい。宅地建物取引士証は、法定講習受講後兵庫県が発行します。宅地建物取引士証交付費用は全国共通です。

2 登録変更申請について

- 宅地建物取引士登録内容(氏名、本籍、住所、勤務先)の変更がある場合は、移転前もしくは移転申請と同時に変更登録の申請を行って下さい。(詳細は「宅地建物取引士変更登録申請」の「手続き案内」をご参照下さい)

3 登録移転申請について

- 登録移転の申請書等は、**移転先の都道府県に確認後、兵庫県に提出して下さい。(移転先基準)**

(一般的な提出書類は表のとおり)

| 提出書類 | 提出部数 | 備考 |
|-----------------------------|-------------|---|
| 登録移転申請書 (様式6号の2) | 2部 (正・副) | ・ 正本に写真1枚、移転先の収入証紙を貼付 ・ 副本は上記のコピー(写真は副本にも1枚貼る) |
| カラー写真(縦3cm×横2.4cm) | 2枚 | ・ 申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景 |
| 移転先の都道府県の収入証紙 | 8,000円 | |
| 移転先の都道府県にて宅建業に従事している事の証する書面 | 2部 | ・ 移転先の都道府県の基準による |

※ 都道府県によって基準が異なる場合があるので、必ず移転先の都道府県にお問い合わせください。

4 宅地建物取引士証交付申請について

- 現在、宅地建物取引士証の交付を受け、引き続き交付を希望する場合は、宅地建物取引士証の交付申請(**移転先基準**)を登録移転申請と同時に行って下さい(有効期限満了まで3ヶ月程度ある場合)。

| 提出書類 | 提出部数 | 備考 |
|----------------------|-------------|---|
| 交付申請書 (様式第7号の2の2) | 2部 (正・副) | ・ 正本に写真1枚、移転先の都道府県の収入証紙を貼付 ・ 副本は上記のコピー |
| カラー写真(縦3cm×横2.4cm) | 2枚 | ・ 申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景 ・ 1枚は申請書に貼付し、もう1枚は表面にキズが付かないように申請書にクリップでとめて下さい。 |
| 移転先の都道府県の収入証紙 | 4,500円 | |

※ 都道府県によって基準が異なる場合があるので、必ず移転先の都道府県にお問い合わせ下さい。

● 他府県から兵庫県に登録移転を行う場合

1 事前確認について

- 登録移転を行う場合は、兵庫県に所在する宅建業者の事務所に従事している(しようとしている)ことが条件です。
(単に住所が変わっただけでは申請できません)

2 登録変更申請について

- 宅地建物取引士登録内容(氏名、本籍、住所、勤務先)の変更がある場合は、移転前もしくは移転申請と同時に現在登録している都道府県に変更登録の申請を行って下さい。(詳細は現在登録している都道府県にお問い合わせ下さい)

3 登録移転申請について

- 登録移転の申請書等は、**本県に確認後、現在登録している都道府県へ提出して下さい。**

| 提出書類 | 提出部数 | 備考 |
|-------------------------|-------------|---|
| 登録移転申請書 (様式6号の2) | 2部 (正・副) | <ul style="list-style-type: none"> 正本に写真1枚、兵庫県の収入証紙を貼付 副本は上記のコピー(写真は副本にも1枚貼る) |
| カラー写真(縦3cm×横2.4cm) | 2枚 | <ul style="list-style-type: none"> 申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景 |
| 兵庫県収入証紙 | 8,000円 | <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県内の三井住友銀行、但馬銀行、みなと銀行等で販売 |
| 兵庫県内にて宅建業に従事している事の証する書面 | 2部 | <ul style="list-style-type: none"> 在籍証明書、就労証明書(勤務地明示)等と別途、従業者証明書の写し ちなみに、必要項目は、被証明者の特定(氏名、生年月日、宅地建物取引士登録番号等)、在籍事務所(事務所名、所在地等※国土交通大臣免許業者の場合は必須)、証明年月日、代表者名及び代表者印(特に法人の場合は代表者印以外は不可) これから開業しようとしている場合は、開業誓約書 登録移転予定の宅建士が、兵庫県内において新たに宅建業免許を取得しようとする業者の代表者の場合は、免許申請書第1面(受付印のあるもの)の写しも併せて添付 |

開業誓約書の記載事項：宅建士氏名、宅建士登録番号、生年月日、開業予定日、開業する予定の主たる事務所の所在地、商号又は名称、
(様式任意) 代表者氏名(印あり)、予定日に宅建業を開業することを誓約する一文、誓約日

4 宅地建物取引士証交付申請について

- 現在、宅地建物取引士証の交付を受け、引き続き交付を希望する場合は、宅地建物取引士証の交付申請を移転申請と同時に現在登録している都道府県で行って下さい。(有効期限満了まで3ヶ月程度ある場合)。

| 提出書類 | 提出部数 | 備考 |
|----------------------|-------------|---|
| 交付申請書 (様式第7号の2の2) | 2部 (正・副) | <ul style="list-style-type: none"> 正本に写真1枚、兵庫県の収入証紙を貼付 副本は上記のコピー |
| カラー写真(縦3cm×横2.4cm) | 2枚 | <ul style="list-style-type: none"> 申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景 1枚は申請書に貼付し、もう1枚は表明にキズがつかないように申請書にクリップでとめて下さい。 |
| 兵庫県収入証紙 | 4,500円 | <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県内の三井住友銀行、但馬銀行、みなと銀行等で販売 |